



令和7年8月8日

埼玉地方最低賃金審議会
会 長 福田 素生 殿

埼玉地方最低賃金審議会
埼玉県最低賃金専門部会
部会長 福田 素生

埼玉県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和7年7月14日、埼玉地方最低賃金審議会において付託された埼玉県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ね、賛成多数(別紙1)により別紙2のと通りの結論に達したので報告する。

また、別紙3のとおり令和5年10月1日改正発効の埼玉県最低賃金(時間額1,028円)は、令和5年度の埼玉県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員	鈴木 奈穂美 野崎 正 福田 素生
労働者代表委員	近藤 正人 高橋 克彦 矢島 規雄
使用者代表委員	加藤 和男 嶋田 昌美 廣澤 健一

(五十音順)

別紙1

令和7年8月8日

議決書

埼玉県最低賃金専門部会は、令和7年度埼玉県最低賃金に関する公益委員(案)について以下のとおり議決した。

賛 成

公益代表委員

福 田 素 生

使用者代表委員

加 藤 和 男

嶋 田 昌 美

廣 澤 健 一

反 対

労働者代表委員

近 藤 正 人

高 橋 克 彦

矢 島 規 雄

以上

埼玉県最低賃金

- 1 適用する地域
埼玉県全域
- 2 適用する労働者
前号の地域内の事業場で使用される労働者
- 3 適用する使用者
前号の労働者を使用する使用者
- 4 第2号の労働者に係る最低賃金額
1時間1,141円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和7年11月1日

埼玉県最低賃金

- 1 適用する地域
埼玉県全域
- 2 適用する労働者
前号の地域内の事業場で使用される労働者
- 3 適用する使用者
前号の労働者を使用する使用者
- 4 第 2 号の労働者に係る最低賃金額
1 時間 1, 1 4 1 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和 7 年 1 1 月 1 日

埼玉県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 埼玉県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 1,028 円
- (3) 発 効 日 令和5年10月1日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
18～19 歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和5年度
- (3) 生活保護水準（令和5年度）
生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の埼玉県内の人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（112,485 円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額（註）と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると埼玉県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）1箇月換算額

$1,028 \text{ 円（埼玉県最低賃金）} \times 173.8 \text{（1箇月平均法定労働時間数）}$
 $\times 0.807 \text{（可処分所得の総所得に対する比率）} = 144,184 \text{ 円}$